様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

令和　元 年　 ６ 月 ２０ 日現在

機関番号：１２６０３
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2015～2018
課題番号：１５Ｋ０２９１４

研究課題名（和文）露清帝国の西方境界における紛争と秩序形成

研究課題名（英文）Conflicts and order-keeping in the Western border between the Russian and Qing Empires

研究代表者
野田　仁（Noda, Jin）

東京外国語大学・アジア・アフリカ言語文化研究所・准教授

研究者番号：００５４９４２０

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　2,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究が対象とする19世紀末から20世紀初頭に成立していたロシア・清朝間の国際集会裁判の制度は、現地の慣習法を優先するロシア側の主導により成立したことが明らかになった。また、当初締結された条約には相違する形で、この制度がカザフに限定されず、民族集団の枠を越えて国境地帯の紛争解決が図られていたことが明らかになった。その結果、この仕組みが中華民国成立後に至るまで露中境界の紛争解決手段としてある程度の実効性を持っていたことが示された。

研究成果の学術的意義や社会的意義
露清間の国際紛争に際し、カザフのみならず民族集団の枠を越えて包括的に審理・裁定を行う仕組みにより紛争解決が図られていたことを明らかにした点が従来の研究とは異なる点であり、そこから、この制度がある程度有効に機能していたことを指摘できる。帝国側の法ではなく現地諸民族集団の法体系を優先する形式がロシアの主導により導入されたことを明らかにした点も重要であり、そのことは、繰り越しの形で未解決となる場合も含みながらも、相当数の案件を解決することを可能にしていたと考えられる。本研究の社会的意義としては、多用な集団の共生を考える上で、合議による問題解決の重要性を改めて確認することができた点がある。

研究成果の概要（英文）：This research project, analyzing legal documents and diplomatic documents between Russian and Qing Empires as well, examined the system of the international conflict resolution of these two empires from the end of the nineteenth century to the beginning of the twentieth century. As a result, the project revealed that the system was formed by a Russian initiative which preferred to the local customary laws. Besides, it made clear that the international assemblies discussed within the project, which functioned as trials, covered not only Kazakhs but also several ethnic groups in the region in order to solve the conflicts wholly. Consequently, the conflict resolution system could work effectively even after the establishment of the Republic of China.

研究分野：中央アジア史

キーワード：新疆　ロシア　清　カザフ　紛争解決　越境　慣習法

様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９、ＣＫ－１９（共通）

１．研究開始当初の背景

(1)　研究代表者が進めてきた 18 世紀以降のカザフ遊牧民の動向に関する研究の中で、中国西北の新疆やカザフスタンに相当する地域にかかわるロシア・清朝間の西方境界について、両帝国間の外交上の規定がなく、19 世紀半ばにいたるまで、両国間に挟まれた諸集団（カザフ以外にもクルグズ､ウイグルなど)の帰属が極めて曖昧な状況にあったことが明らかになってきた。従って、19 世紀半ば以降の、換言すれば露清間の国境画定後の歴史こそが、これら諸集団の帰属決定に強く作用し、２帝国間の国境地帯の秩序形成に影響を及ぼしていると考えられるが、既存の研究は、帝国間の外交史を追うことに終始する傾向が強く、かつロシア・清それぞれの統治・支配の視点から脱却できていなかった。

(2)　そこで、ロシア・清の互いの立場、および上に示した帝国間の諸民族について分析を行うことに主眼を置き、19 世紀後半における国境地帯の多民族統合の時期に焦点を当てて研究を進めた。そこで明らかにした各民族集団間の紛争解決手段のうち、もっとも注目すべきは両帝国間に開催された国際集会裁判であり、その裁定・紛争解決に至るプロセスから、当該地域においていかなる秩序形成の試みがなされたのかという問題の考察を課題として設定した。

２．研究の目的

(1)　本研究は、ロシア・清の２帝国の西方境界―現在の新疆・カザフスタン・モンゴル等にまたがる地域―において 19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけて施行されていた司法制度を分析し、そこから当該地域に成立していた秩序の形成過程を明らかにすることを目的としていた。

(2)　国際集会裁判（ロシア語で Sezd と呼ぶ）という形で結実した両国間の紛争解決手段の具体的な手続き・運用を分析することで、両帝国間に位置した中央アジア諸民族集団をも交えた秩序形成の実態を示した。加えて司法手続きの過程で明確化される各集団の帰属意識にも注目した。

３．研究の方法

(1)　本研究は、19 世紀後半から 20 世紀初頭というロシア・清朝間で国境画定を行っていた時期の、カザフ・ウイグル・クルグズ等諸民族集団による露清間の越境とその処理を対象として、この地域の国際的な秩序形成の実態を明らかにすることをめざすものであった。

(2)　そのための史料は、中国側よりもロシア側に多く残されている。関連する史料は、旧ソ連圏に広く分散しているが、本研究では、申請者が継続して分析しているカザフスタン共和国国立中央文書館所蔵のロシア帝国文書を中心に検討した。ただし、比較・対照のためには中国側の史料も参照する必要がある。当該時期のロシアとの交渉にかんする文書は、台湾の関係機関（とくに中央研究院）に所蔵されており、これらの史料を、ロシア側文書と比較する作業が必要であった。さらに、ロシア史料中に含まれる中央アジア諸民族集団が提出した請願・陳情の中に、彼ら自身の主張・認識を読み取ることができ、これら異なる３つの視点から、各集団の帰属の揺れ動きから国際紛争解決にいたる展開を明らかにしようとするものであった。

(3)　より具体的には、多様な民族集団間の紛争、また帰属を異にする者たちの間の紛争を解決すべく行われた裁判の記録が注目に値する。これらの多言語（ロシア語のみならず、テュルク語、満洲語でも記されることが常であった）で記された裁判記録は、各集団の領域の境界線および帰属意識―帝国への、また各民族集団への―を映し出す貴重な史料と言える。手順としては、まず露清間の帰属問題の整理を行った上で、国境を越えた係争の事例を検討する。それを踏まえ、具体的な裁判の制度的枠組み・手続きをまとめ、紛争解決のプロセス（ロシア語に由来してスエズドと呼ばれていた露清両国間の国際集会裁判）を中心に分析することにより、帝国間の境界画定以降の新たな秩序形成を明らかにすることを最終的な目標としていた。

４．研究成果

(1)　本研究では、19 世紀後半～20 世紀初頭の露清帝国の未公刊文書史料を調査・分析し、すでに公刊されているロシア・清朝の歴史史料とも比較しながら、両国間の西方境界における秩序形成の展開を検討した。そのための史料調査を、故宮博物院および中央研究院（台北市）で実施し、これまで検討されていなかった露清間の国際紛争解決の実態を示す文書史料を閲覧することができた。成果の要点として、ロシア・清朝間の国際集会裁判の制度は、現地の慣習法を優先するロシア側の主導により成立したことが明らかになった。この仕組みは、改変を伴いながらも、革命による中華民国成立後も露中境界の紛争解決手段としてある程度の実効性を持っていた。断片的に残されている判決台帳からは、この制度がカザフに限定されず、民族集団の枠を越えて紛争解決が図られていたことが明らかになった。

(2)　本研究の成果は､和文･英文によって論文あるいは図書の一部という形で公けにしたほか、論文化を視野に入れながら日本語・外国語による口頭報告を行い、国内外の研究者との共有をはかっている。また、国外研究者の招聘の機会を利用してロシア帝国の国際紛争解決にかんす

る研究セミナーを開催し（平成 27 年 4 月の K. Khafizova 氏、平成 28 年 6 月の Zh. Jampeissova 氏）、有用な情報交換を行うことができた。

(3)　各年度の成果は以下の通りであった。①平成 27 年度は、両帝国間の国境線の画定とそれを越えた越境がもたらす摩擦（国籍変更、叛乱、越境犯罪）から、国籍がより明確になる過程を具体的に抽出し、口頭報告としてまとめた（”The Crossing of Imperial borders and "international" conflict resolution between Russian Turkestan and Qing-ruled Xinjiang”）。本研究が別に議論の対象にする集団の帰属意識については、最終的に中国籍となったカザフに関して、清朝の辺境統治政策という枠組みの中で、カザフ遊牧民と国家の関係の実態を分析し、口頭報告を行った（「ムスリムか遊牧民か？―清末のカザフ遊牧民統治」『ロシア・中国におけるムスリム・マイノリティと国家』2016 年 1 月）。②平成 28 年度は、両国間の紛争解決手段として浮上した国際集会裁判の制度的な枠組みについて、外交条約文そのものの検討も含めて再検討を行い、口頭報告の上、英文により公けにした（”The conflicts beyond the border and their resolution between Russia and the Qing China”）。並行して、本研究の前史にあたる 19 世紀前半における露清間のカザフ遊牧民の移動、遊牧地の変遷についても検討を行った。③平成 29 年度は、おもに満洲語によって行われていた、諸集団の帰属と紛争解決制度創出に関連する露清間の外交交渉を分析し、19 世紀後半における国境地帯の摩擦から国境・帰属の明確化に至る過程を明らかにした。それらの成果について国際会議における口頭報告（「越境牧民的帰属」）、あるいは英文論文集の一部としてまとめることができた（"Crossing the Border, Transformation of Belonging, and "International" Conflict Resolution between the Russian and Qing Empires"）。④平成 30 年度は、最終年度として、ロシア側の意図を中心にこれまで収集した資料に基づいて情報の総合的な整理を行った。また、新疆に牧地を持つカザフの内、ケレイ部族に焦点を当て、当該時期とその後の帰属意識の変遷について、知識人の言説を基に考察を行った（“The Scope of the Kazakh intellectuals in Xinjiang: a case of Aqit Ulemjiuli”）。成果のとりまとめとして、カザフ遊牧民の紛争解決の歴史および露清間の国際集会裁判制度の運用について、それぞれ論文化の作業を進めた。

(4)　本研究の位置づけについては、露清間の国際紛争に際し、カザフに限定されず、民族集団の枠を越えて包括的に審理・裁定を行う仕組みにより紛争解決が図られていたことを明らかにした点が重要であり、そこから、この制度がある程度有効に機能していたことを指摘できる。本研究の成果の中で強調すべきは、帝国側の法ではなく現地諸民族集団の法体系を優先する形式がロシアの主導により導入された点であり、それは、繰り越しという形で未解決となる場合も含みながらも、未解決の紛争事案の内、相当数の案件を解決することを可能にしていたのであった。未調査の台帳も、点数は多くないものの旧ソ連の文書館に所蔵されていることが分かっており、国際集会裁判制度の運用の仔細については今後も継続して検討したい。とりわけ、その際に重要な条件となる各集団の帰属意識については、不明な点もまだ多く今後も課題としたい。

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計 3 件）

① Abdilashimuli D., Noda D., Uali khan khattarining tildik sipati, *Al-Farabi atindaghi Qazaq ulttiq universiteti, Khabarshi, Filologiia seriiasi*, 査読有, vol.4, 2018, pp. 12-20.

② Noda Jin, Japanese Spies in Inner Asia during the Early Twentieth Century, *The Silk Road*, 査読無し, vol. 16, 2018, pp. 21-29. https://edspace.american.edu/silkroadjournal/

③ Noda Jin, The conflicts beyond the border and their resolution between Russia and the Qing China, *Crossing the Boundaries: Asians and Africans on the Move, Proceedings of the Papers (CAAS 7th International Conference)*, 査読無し, vol. 7, 2017, pp. 167-172. http://www.tufs.ac.jp/ofias/j/caas/27_NODA.pdf

〔学会発表〕（計 5 件）

① Noda Jin, The Scope of the Kazakh intellectuals in Xinjiang: a case of Aqit Ulemjiuli, Middle East and Islamic Studies International Workshop“Mobility of Central Asian Intellectuals: Scholarly and religious networks between Xinjiang and Middle East”, 2018

② 野田仁、19 世紀後半における新疆をめぐる国際関係の再検討：1870～80 年代を中心に、中国ムスリム研究会第 34 回例会、2018 年

③ 野田仁、越境牧民的帰属：在清朝与俄羅斯的外交談判上、「清朝政治発展変遷研究」国際学術研討会、2017 年

④ Noda Jin, The Conflicts beyond the Border and Their Resolution between Russia and the Qing China, Consortium for Asian African Studies Symposium “Crossing the Boundaries: Asians and Africans on the Move”, 2016.

⑤ Noda Jin, The Crossing of Imperial borders and "international" conflict resolution between Russian Turkestan and Qing-ruled Xinjiang, Xinjiang in the context of Central Eurasian transformations, 2015.

〔図書〕（計 2 件）

① David Brophy, Noda Jin 他, The Toyo Bunko, *Xinjiang in the Context of Central Eurasian Transformations*, 2018, 59-77.

② Noda Jin, Brill, *The Kazakh Khanates between the Russian and Qing Empires: Central Eurasian International Relations during the Eighteenth and Nineteenth Centuries*, 2016, 360.

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。